

《農地法第3条 許可申請》

農地を耕作するために売買等するための申請

★受付締切日は、原則として**毎月8日**です。

ただし、8日が休日の場合、前日の開庁日までとします。

★提出部数は【**正1部**】です。

★対象農地に本申請の譲受人と別の人との間に利用権等が設定されている場合は、賃貸人と賃借人との間で合意解約等解約手続きを行い、農業委員会に通知してから申請して下さい。

土地の登記事項証明書	<p><法務局>全部事項証明書</p> <p>①現住所と登記の住所が相違する場合は、住民票を添付</p> <p>②相続登記未了の場合（いずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続登記終了後に申請（原則） ・相続人全員による共同申請 ・遺産分割協議書あるいは相続放棄同意書 <p>③仮登記や抵当権は許可の判断に影響しません</p>
農地所有適格法人以外の法人の場合	<p>【解除条件付の使用貸借による権利又は賃借権の取得のみ可能】</p> <p><法務局>法人の登記事項証明書</p> <p>定款又は寄付行為の写し（原本証明）</p> <p>（許可後毎年報告が必要です）</p>
農地所有適格法人の場合	<p><法務局>法人の登記事項証明書</p> <p>①定款又は寄付行為の写し（原本証明）</p> <p>②組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し</p> <p>③その他要件を具備していることを証する書面</p> <p>（許可後毎年報告が必要です）</p>
位置図	<p>①申請地の位置及び周辺の状況図面</p> <p>②申請地を赤で表示し、方位を記入</p>
字限図	<p><法務局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務局保管の写し ・登記情報提供サービスで取得した場合 入手日、入手者の氏名を記載し押印
営農計画書	<p>取得しようとする農地の利用及び事業計画書</p> <p>（新規就農者以外は、申請書内に様式あり）</p>
解除条件付使用貸借又は賃借権設定の場合	<p>解除条件付使用貸借又は賃貸借契約書の写し</p>
耕作証明 農地基本台帳	<p>① 譲受人の耕作地がたつの市外にある場合</p> <p>② 譲受人が農地所有適格法人以外の法人である場合は不要</p>